

差換預託LG契約に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、取引証拠金等に関する規則（以下「規則」という。）第37条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「差換預託LG契約」とは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第7項において準用する法第103条第7項に定める契約をいう。

2 この要綱において「預託の猶予」とは、法第179条第7項において準用する法第103条第9項の規定により、差換預託LG契約の効力の存する間に限り、法第179条第1項第1号イ（同条第2項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）又は同号ハにおいて当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、預託を猶予することをいう。

3 この要綱において「銀行等」とは、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第45条において準用する省令第44条第1項に規定する銀行等をいう。

(契約書)

第3条 清算参加者又は取次者（以下「清算参加者等」という。）が銀行等との間で差換預託LG契約を締結する際の契約は、「差換預託LG契約に係る契約書（別紙1）」（以下「契約書」という。）によらなければならない。

(複数銀行の場合の契約内容)

第4条 契約書には、法及び省令において規定する事項の他、清算参加者等が複数の銀行等との間で差換預託LG契約を締結した場合において当社の指示に応じて預託することとなる金額（以下「当社指示額」という。）について、当社指示額がそれぞれの銀行等の契約預託金額（差換預託LG契約第2条の契約預託金額をいう。以下同じ。）の合計額を下回る場合は、それぞれの銀行等に係る当社指示額がそれぞれの銀行等に係る契約預託金額に応じて按分される旨の規定が盛り込まれていなければならないものとする（円未満は切り捨てるものとする。）。ただし、その規定にかかわらず、当社は、その按分によらずに特定の銀行等に対し預託を請求することができる。

(契約有効期限)

第5条 差換預託LG契約は、月の1日を開始日とする年間契約であるものとする。

(契約締結に係る承認申請書の提出)

第6条 清算参加者等は、銀行等との間において差換預託LG契約を締結しようとするときは、預託の猶予を当社から受けようとする営業日の属する月の前月1日（休日の場合は、その前営業日）までに主務大臣に対して、次の各号に定める承認申請書並びに必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 差換預託LG契約の締結に係る承認申請書（別紙2）
- (2) 契約書案

(契約内容の変更又は契約の解除に係る承認申請書の提出)

第6条の2 清算参加者等は、銀行等との間において差換預託LG契約の内容を変更又は解除しようとするときは、変更内容に基づく預託の猶予を当社から受けようとする営業日又は契約の解除をしようとする営業日の属する月の前月1日（休日の場合は、その前営業日）までに主務大臣及び当社に対して、次の各項に掲げる必要書類を提出しなければならない。

- 2 契約の内容を変更する場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の変更に係る承認申請書（別紙3）
 - (2) 契約の変更案
- 3 契約を解除しようとする場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の解除に係る承認申請書（別紙4）
 - (2) 契約の解除合意書案
- 4 取次者は、第2項及び第3項の各号に定める承認申請書及び必要書類について、当該取次者の取次先清算参加者（以下「取次先清算参加者」という。）を通じ当社に届け出なければならない。
- 5 清算参加者が清算資格の喪失により、契約を解除するときは、第1項の規定にかかわらず、第3項に掲げる必要書類を遅滞なく届け出るものとする。

(承認又は不承認の通知)

第6条の3 当社は、前条の申請書の提出を受けた場合は、承認又は不承認の別及びその他必要な事項を「差換預託LG契約に関する承認通知書（別紙5）」又は「差換預託LG契約に関する不承認通知書（別紙6）」により、清算参加者等に対し通知するものとする。

- 2 当社は、取次者に前項の通知をした場合にあっては、取次先清算参加者に対し取次者に通知した別紙5又は別紙6の写しを通知するものとする。
- 3 取次者は、取次先清算参加者に対し差換預託LG契約の内容の変更又は契約の解除について、主務大臣及び当社の承認が得られたことを書面により通知しなければならない。

(契約の届出)

第7条 清算参加者等は、第6条及び第6条の2の規定により差換預託LG契約を締結したとき、変更契約を締結したとき又は解除契約を締結したときは、次の各項に掲げる書類を主務大臣及び当社に届け出なければならない。

- 2 差換預託LG契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の締結に係る届出書(別紙7)
 - (2) 当該契約の締結について主務大臣が承認したことを証する書面の写し
 - (3) 差換預託LG契約書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書(主務大臣に対しては、当該証明書の写しにつき原本証明した書面。))が付属したものとする。)及び届出書提出日前三月以内に作成された当該銀行等の代表取締役の印鑑証明書(主務大臣に対しては当該証明書の写しを添付することができる。)
 - (4) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)
- 3 変更契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の変更に係る届出書(別紙8)
 - (2) 当該変更契約の締結について主務大臣が承認したことを証する書面の写し
 - (3) 当該変更契約の締結について当社が承認したことを証する書面の写し
 - (4) 差換預託LG契約に係る変更契約証書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書(主務大臣に対しては、当該証明書の写しにつき原本証明した書面。))が付属したものとする。)
 - (5) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)
- 4 解除契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 差換預託LG契約の解除に係る届出書(別紙9)
 - (2) 当該契約の解除について主務大臣が承認したことを証する書面の写し
 - (3) 当該契約の解除について当社が承認したことを証する書面の写し
 - (4) 差換預託LG契約の解除合意書の写し(主務大臣に対しては、当該合意書の写しにつき原本証明した書面とする。)

(5) 差換預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)

5 取次者は、第2項から第4項に掲げる書類のほか、取次先清算参加者が当該取次者に対し差換預託LG契約に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けることを承諾する書類を添付して、取次先清算参加者を通じ当社に届け出なければならない。

(届出の受理)

第8条 当社は、前条第2項の規定による届出を受理したときは、「差換預託LG契約に関する確認通知書」(別紙11)により、当該届出を受理したこと及びその他必要な事項を清算参加者等に通知するものとする。

2 当社は、前条第5項の届出があった場合は、取次先清算参加者に対し、前項に定めるところにより取次者に通知した別紙11の写しを通知するものとする。

(届出の期限)

第8条の2 第7条第1項の届出は契約の種類にかかわらず、当該契約の開始日、変更日又は解除日の5営業日前までに当社に届け出なければならない。

(届出がない場合の取扱い)

第9条 清算参加者等は、第7条第1項の規定による差換預託LG契約の当社への届出を、前条に定める期限までに行わない限り、取引証拠金の預託の猶予、契約の内容の変更及び契約の解除の適用を受けることができない。

(取次者の取引証拠金申告額の報告)

第9条の2 取次者は、取次先清算参加者に対し各営業日の委託分の取引証拠金について計算した額を、取次先清算参加者を通じ取引証拠金を当社に申告する時刻までに、当社の定める方法により届け出なければならない。

(契約変更に伴う預託猶予額の預託指示)

第10条 当社は、第6条の2の規定に基づく契約変更の申請が契約預託金額に係るものであり、法第179条第7項において準用する法第103条第9項の規定により預託を猶予した取引証拠金の額(以下「預託猶予額」という。)を減額することにより、当社に預託すべき委託分の取引証拠金の額に不足が生ずることとなる場合は、清算参加者等に当社が指定する営業日までにその不足額を預託させるとともに、当該指定日から契約変更の適用日まで(以下、「指定期間」という。)不足が生じないことを条件とし、それがなされない場合は当該申請に係る承認を無効とする。ただし、規則第36条の規定によ

り当社が預託を指示する場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の不足額は、指定期間における各営業日の前営業日の委託分の取引証拠金について計算するものとし、預託猶予額の減額に伴い不足する額とする。

(契約解除に伴う預託猶予額の預託指示)

第11条 当社は、第6条の2の規定に基づく差換預託LG契約の解除に係る申請があつた場合は、清算参加者等に当社が指定する営業日までに当該解除に伴う不足額を預託させるとともに、指定期間につき不足が生じないことを条件とし、それがなされない場合は当該申請に係る承認を無効とする。ただし、規則第36条の規定により当社が預託を指示する場合にあつては、この限りでない。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の不足額の計算につき準用する。この場合において、同条第2項中「預託猶予額の減額」とあるのは、「契約の解除」と読み替えるものとする。

(契約の更新)

第12条 清算参加者等は、契約期間の満了に伴い契約を更新する場合は、現契約の契約期間満了日の属する月の前月1日（休日の場合は、その前営業日）までにその旨を通知するとともに、第6条及び第7条の規定による必要な手続きをとらなければならない。

- 2 更新契約開始日の5営業日前までに再契約の届出がない場合は、契約期間の満了に伴う再契約がなされないものとみなし、第13条第2項の規定に順ずる措置を講ずるものとする。

(契約の終了)

第13条 清算参加者等は、契約期間の満了に伴い契約を終了する場合は、現契約の契約期間満了日の1か月前（休日の場合は、その前営業日）までにその旨の通知を「差換預託LG契約の期間満了に伴う通知」（別紙12）により当社に届け出なければならない。この場合、取次者は、取次先清算参加者を通じ当社に届け出なければならない。

- 2 清算参加者等は、契約を終了することにより委託分の取引証拠金に不足が生ずる場合には、契約期間満了日の5営業日前から契約期間満了日までの間、当該不足する額について委託分の取引証拠金として当社に預託しなければならない。この場合において、当該不足額の預託がなされない場合には、当社は、銀行等に対し規則第36条の指示を行うものとする。

- 3 第10条第2項の規定は、前項の不足額の計算につき準用する。この場合

において、同条第2項中「預託猶予額の減額」とあるのは、「契約の終了」と読み替えるものとする。

(銀行等からの通知)

第14条 清算参加者等は、差換預託LG契約を複数の銀行等との間で締結している場合、銀行等から契約預託金額を限度として預託猶予額の通知請求があったときは、これに応じなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

第20条（預託の請求）の変更規定は平成17年11月9日から実施する。

附 則

第8条（契約の届出）、第13条（預託猶予額の預託指示）、第14条（契約変更の届出）、第16条（取引証拠金の預託の委託に係る契約の解除及び承認申請書の提出）、第18条、第19条及び第22条（契約の終了）の変更規定は平成18年3月22日から実施する。

附 則

第3条（契約書）、第4条（複数銀行の場合の契約内容）、第6条（承認申請書の提出）、第7条（契約の締結）、第8条（契約の届出）、第9条（届出の受理）、第10条（取引証拠金の預託を猶予しない場合）、第11条（契約内容の変更に係る承認申請書の提出）、第12条（契約の変更）、第13条（契約変更に伴う預託猶予額の預託指示）、第14条（契約変更の届出）、第15条（契約変更の届出期限）、第16条（契約の解除に係る承認申請書の提出）、第17条（契約の解除）、第18条（契約解除に伴う預託猶予額の預託指示）、第19条（契約解除の届出）、第21条（契約の更新）第22条（契約の終了）及び第23条（銀行等に対する通知）の変更規定及び第10条の2（取次者の取引証拠金申告額の報告）の新設規定は平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 第2条（覚書の提出）、第3条（契約書）、第4条（複数銀行の場合の契約内容）、第5条（契約有効期限）、第6条（承認申請書の提出）、第7条（契約の締結）、第8条（契約の届出）、第9条（届出の受理）、第10条（取引証拠金の預託を猶予しない場合）、第10条の2（取次者の取引証拠金申告額の報告）、第11条（契約内容の変更に係る承認申請書の提出）、第12条（契約の変更）、第13条（契約変更に伴う預託猶予額の預託指示）、第14条（契約変更の届出）、第15条（契約変更の届出期限）、第16条（契約の解除に係る承認申請書の提出）、第17条（契約の解除）、第18条（契約解除に伴う預託猶予額の預託指示）第19条（契約解除の届出）、第20条（預託の請求）、第21条（契約の更新）、第22条（契約の終了）及び

第23条（銀行等に対する通知）の変更規定並びに第6条の2（契約内容の変更又は契約の解除に係る承認申請書の提出）、第6条の3（承認又は不承認の通知）及び第8条の2（届出の期限）の新設規定は平成22年7月1日から実施する。

- 2 差換預託LG契約に係る契約書及びその他別紙の変更規定は平成22年7月1日から実施する。
- 3 実施日前の取扱要綱に基づいてなされた取引証拠金の預託の委託に係る契約は、実施日においてこの規定の相当規定に基づいてなされた契約とみなす。

附 則

- 1 第2条（定義）及び第14条（銀行等からの通知）の変更規定は平成23年1月1日から実施する。
- 2 差換預託LG契約に係る契約書及びその他別紙の変更規定は平成23年1月1日から実施する。なお、当該変更は、実施日以降の契約に適用するものとする。

附 則

第6条の2（契約内容の変更又は契約の解除に係る承認申請書の提出）、第7条（契約の届出）及び別紙の変更規定は、平成26年6月13日から実施する。ただし、変更前の別紙により手続中の場合は、なお従前の例によることができる。

[別紙1]

差換預託LG契約に係る契約書

平成 年 月 日

(甲) 住	所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
名	称	〇 〇 〇 〇 〇	
代表者氏名		〇 〇 〇 〇 〇	印
(乙) 住	所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
商	号	〇 〇 〇 〇 〇	
代表者氏名		〇 〇 〇 〇 〇	印

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、商品先物取引法 (昭和25年法律第239号。以下「法」という。) 第179条第7項において準用する法第103条第7項の規定に基づき、甲が株式会社日本商品清算機構 (以下「機構」という。) の指示に応じて機構が定める取引証拠金等に関する規則及び差換預託LG契約に関する取扱要綱に従い、乙のために所要の取引証拠金を機構に預託することを委託する旨の契約 (以下「差換預託LG契約」という) を、下記のとおり締結する。

記

(総則)

第1条 乙は、甲が法第179条第7項において準用する法第103条第10項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、この契約において機構に預託される金額 (以下「契約預託金額」という。) を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に当該指示に係る額 (以下「機構指示額」という。) の取引証拠金を機構に預託すべきことを甲に委託し、甲は、これを承諾した。

(契約預託金額)

第2条 契約預託金額は、金 円とする。

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、平成 年 月1日から平成 年 月 日迄の1年間とする。

(取引証拠金の預託)

第4条 甲は、法第179条第7項において準用する法第103条第10項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、契約預託金額を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に機構指示額の取引証拠金を機構に預託する。

2 甲は、前項の甲の債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。

3 乙が、甲以外の銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の「銀行等」をいう。以下同じ。）との間で、差換預託LG契約を締結している場合の機構に預託する金額の負担割合は、甲を含めた銀行等の契約預託金額の合計額に応じて按分されたものとする（円未満は切り捨てるものとする。）。ただし、機構が特定の銀行等に対し、按分によらず第1項に基づき預託を請求することを妨げない。

(証明書の発行)

第5条 甲は、乙が機構に対し、法第179条第7項において準用する法第103条第7項の届出をするために、この差換預託LG契約が締結されたことの証明書を発行し、乙に交付する。

(機構への届出)

第6条 乙は、この契約を締結したときは、遅滞なく機構に前条の証明書を添えて、この契約を締結した旨を届け出る。

(償還)

第7条 甲が機構に取引証拠金を預託したときは、乙は甲に対し、直ちに取引証拠金預託金及びこれに要した費用を償還するものとする。

2 前項の費用には、乙に対する債権の実行又は保全のために要した費用も含む。

(事前償還)

第8条 乙について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、乙は第4条第1項の取引証拠金の預託前であっても、甲からの通知催告等の有無にかかわらず、甲に対し契約預託金額をあらかじめ償還すべき債務を負い、直ちにこれを弁済する。

(1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは、特別清算手続開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (3) 乙又は保証人の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の所在が不明になったとき。
- 2 次の各号に掲げる場合には、乙は、甲の請求によって、前項と同様、あらかじめ償還債務を負い直ちに弁済する。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき。
 - (4) 保証人が前項又は本項の各号の一にでも該当したとき。
 - (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 甲が、前2項により求償権を行使する場合には、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとし、償還債務について担保がある場合にも同様とする。
- ただし、乙が償還債務を履行した場合には、第4条第1項の定めにかかわらず、甲は直ちに、機構指示額の取引証拠金を機構に預託するものとする。

(保証料、損害金等)

- 第9条 乙は、甲に対し、この契約にかかる保証料として、契約預託金額に対し、年 パーセントの割合で金員を支払う。
- 2 保証料の支払い方法は、第3条の有効期間の初日から終了（解除による場合も含む。）の日まで、一括又は か月毎の前払いとし、原則として、乙の指定する預金口座より自動振替により引き落とす。
- 3 乙が甲に対する債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し、年パーセントの割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とする。

(差引計算)

- 第10条 乙がこの契約に基づく債務を履行しなければならないときは、その債務と乙の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができる。
- 2 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、保証料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めるところによる。

[別紙1]

差換預託L G契約に係る契約書（取次用）

平成 年 月 日

(甲)	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	名 称	〇 〇 〇 〇 〇 (銀行等)
	代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印
(乙)	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	商 号	〇 〇 〇 〇 〇 (取次者)
	代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第
179条第7項において準用する法第103条第7項の規定に基づき、甲が株
式会社日本商品清算機構（以下「機構」という。）の指示に応じて機構が定める
取引証拠金等に関する規則及び差換預託L G契約に関する取扱要綱に従い、乙
のために所要の取引証拠金を機構に預託することを委託する旨の契約（以下「差
換預託L G契約」という）を、下記のとおり締結する。

記

(総 則)

第1条 乙は、甲が法第179条第7項において準用する法第103条第10
項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、この契約において機構に預託
される金額（以下「契約預託金額」という。）を限度として、乙のために当該
指示に係る期日迄に当該指示に係る額（以下「機構指示額」という。）の取引
証拠金を機構に預託すべきことを甲に委託し、甲は、これを承諾した。

(契約預託金額)

第2条 契約預託金額は、金 円とする。

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、平成 年 月1日から平成 年 月 日迄の
1年間とする。

(取引証拠金の預託)

- 第4条 甲は、法第179条第7項において準用する法第103条第10項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、契約預託金額を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に機構指示額の取引証拠金を機構に預託する。
- 2 甲は、前項の甲の債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。
- 3 乙が、甲以外の銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の「銀行等」をいう。以下同じ。）との間で、差換預託LG契約を締結している場合の機構に預託する金額の負担割合は、甲を含めた銀行等の契約預託金額の合計額に応じて按分されたものとする（円未満は切り捨てるものとする。）。ただし、機構が特定の銀行等に対し、按分によらず第1項に基づき預託を請求することを妨げない。

(証明書の発行)

- 第5条 甲は、乙が機構に対し、法第179条第7項において準用する法第103条第7項の届出をするために、この差換預託LG契約が締結されたことの証明書を発行し、乙に交付する。

(機構への届出)

- 第6条 乙は、この契約を締結したときは、遅滞なく機構に前条の証明書を添えて、この契約を締結した旨を乙の商品市場における取引を受託した者（以下「清算参加者」という。）を通じて届け出る。

(償還)

- 第7条 甲が機構に取引証拠金を預託したときは、乙は甲に対し、直ちに取引証拠金預託金及びこれに要した費用を償還するものとする。
- 2 前項の費用には、乙に対する債権の実行又は保全のために要した費用も含む。

(事前償還)

- 第8条 乙又は清算参加者について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、乙は第4条第1項の取引証拠金の預託前であっても、甲からの通知催告等の有無にかかわらず、甲に対し契約預託金額をあらかじめ償還すべき債務を負い、直ちにこれを弁済する。
- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは、特別清算手続開始の申立があったとき。

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 乙又は乙の保証人若しくは清算参加者又は清算参加者の保証人の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の所在が不明になったとき。
- 2 次の各号に掲げる場合には、乙は、甲の請求によって、前項と同様、あらかじめ償還債務を負い直ちに弁済する。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき。
 - (4) 保証人が前項又は本項の各号の一にでも該当したとき。
 - (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 甲が、前2項により求償権を行使する場合には、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとし、償還債務について担保がある場合にも同様とする。
- ただし、乙が償還債務を履行した場合には、第4条第1項の定めにかかわらず、甲は直ちに、機構指示額の取引証拠金を機構に預託するものとする。

(保証料、損害金等)

- 第9条 乙は、甲に対し、この契約にかかる保証料として、契約預託金額に対し、年 パーセントの割合で金員を支払う。
- 2 保証料の支払い方法は、第3条の有効期間の初日から終了（解除による場合も含む。）の日まで、一括又は か月毎の前払いとし、原則として、乙の指定する預金口座より自動振替により引き落とす。
- 3 乙が甲に対する債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し、年パーセントの割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とする。

(差引計算)

- 第10条 乙がこの契約に基づく債務を履行しなければならないときは、その債務と乙の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができる。
- 2 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、保証料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めるところによる。

(充当の指定)

第11条 弁済又は前条による差引計算の場合、乙の債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対し、乙は異議を述べない。

(契約の解除及び変更)

第12条 甲乙は、この契約の効力が継続する間は、主務大臣及び機構の承認を受けた場合を除き、この契約に係る機構に対する義務を解除又は変更することはできない。

(契約の終了)

第13条 乙は、第3条に定める契約の有効期限の満了に伴い、この契約を終了する場合は、契約期間満了の1か月前（休日の場合は、その前営業日前）までに、その旨を機構に通知をするものとする。

(届出事項の変更)

第14条 乙は、印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出る。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なす。

(合意管轄)

第15条 この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(証明書)

係差 換換 契約 預託 締結 L G 契約 証明 欄に	<p>この差換預託LG契約が締結されていることを証明します。</p> <p>商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第179条第7項において準用する同法第103条第7項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>株式会社日本商品清算機構 御 中</p> <p>住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>名 称 ○ ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○</p>
--	---

[別紙2]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣 殿

住 所
商 号
代表者氏名

印

差換預託L G契約の締結に係る承認申請書

商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第7項において準用する法第103条第7項の契約の締結を行うにあたり、承認を受ける必要があるため、申請いたします。

1. 締結をしようとする契約の相手方である銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の銀行等をいう。）の商号又は名称
2. 当該契約の内容
3. 当該契約につき担保を供する場合にあつては、当該担保に関する事項
4. 届出をしようとする商品取引清算機関の名称又は商号

[別紙3]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣（株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長） 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

差換預託L G契約の変更に係る承認申請書

平成 年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第7項において準用する法第103条第7項の契約について、下記の期日をもって契約を変更することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約変更の実施予定年月日 平成 年 月 日

契約銀行等		銀行	支店
現契約の 内容	契約預託金額	金	円
	契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
変更内容	新		
	旧		
変更理由			
担保に関する事項※			
届出先商品取引清算機関名			

※当該契約につき担保を供する場合に限って記載。

[別紙4]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣（株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長） 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

差換預託L G契約の解除に係る承認申請書

平成 年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第7項において準用する法第103条第7項の契約について、下記の期日をもって契約を解除することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約解除の実施予定年月日 平成 年 月 日

契約銀行等	銀行	支店
契約預託金額	金	円
現契約の契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
解除理由		

[別紙5]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託L G契約に関する承認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から申請のあった差換預託L G契約の（変更・解除）につきまして、下記のとおり承認しましたので、通知いたします。

記

1. 契約銀行等
銀行 支店
2. 契約預託金額
金 円
3. 契約期間又は契約の解除予定日
4. 承認に付す条件

以 上

[別紙6]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託L G契約に関する不承認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から申請のあった差換預託L G契約の（変更・解除）につきまして、下記の理由により不承認としましたので通知いたします。

記

不承認の理由

以 上

[別紙 7]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長) 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

差換預託L G契約の締結に係る届出書

株式会社日本商品清算機構の指示に応じて当社のために取引証拠金が預託される旨の契約を締結いたしましたので、商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第45条において準用する同施行規則第44条第5項の規定に基づき、契約書の写しその他必要書類を添えてお届けいたします。

契約銀行等	住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 取扱店 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇〇支店
契約預託金額	金 _____ 円
契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約内容	添付「差換預託L G契約に係る契約書」記載の契約内容どおり

[別紙 8]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣（株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長） 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

差換預託L G契約の変更に係る届出書

平成 年 月 日をもって承認を受けました契約内容の変更ににつきまして、
下記のとおり商品先物取引法施行規則（平成 1 7 年農林水産省・経済産業
省令第 3 号）第 4 5 条において準用する同施行規則第 4 4 条第 5 項の規定に基
づき銀行等との間において契約の変更をいたしましたのでお届けいたします。

記

変更内容	
新	
旧	

[別紙9]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長) 殿

住 所

商 号

代表者氏名

㊞

差換預託L G契約の解除に係る届出書

平成 年 月 日をもって承認を受けました契約の解除につきまして、届け出ました銀行等との間において契約を解除することとしましたので商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第45条において準用する同施行規則第44条第6項の規定に基づきお届けいたします。

[別紙10]

平成 年 月 日

〇〇〇〇大臣（株式会社日本商品清算機構 代表取締役社長） 殿

住 所
商 号
代表者氏名

印

差換預託L G契約に関する状況報告書

当社においては、標記契約を下記のとおり締結しておりますのでお届けいたします。

記

契約銀行等	取扱店名	契約預託金額	契約期間	備考
合 計		円		

- 注) (1) 契約が変更又は解除となった場合も本報告書を提出しなければならない。
(2) 備考欄には当該月に締結することとなった新規契約と更新契約の別及び変更項目を記載すること。

[別紙11]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託LG契約に関する確認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から届出のあった標記の件につきまして、下記の契約が締結されたことを確認しましたので通知いたします。

記

1. 契約銀行等

銀行 支店

2. 契約預託金額

金 円

3. 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以 上

[別紙12]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長 殿

住 所
商 号
代表者氏名 ⑩

差換預託L G契約の期間満了に伴う通知

平成 年 月 日付で届け出ました差換預託L G契約について期間満了をもって終了し、再契約しないこととしましたので通知いたします。

記

現契約の内容

1. 契約日 平成 年 月 日
2. 契約銀行等 銀行 支店
3. 契約預託金額 金 円
4. 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

([別紙8] の添付書類例1)

差換預託L G契約に係る変更契約証書

平成 年 月 日

(甲) 住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称	〇 〇 〇 〇 〇
代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印
(乙) 住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商 号	〇 〇 〇 〇
代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印

第1条 〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、平成 年 月 日付けで差換預託L G契約を締結しているが、平成 年 月 日以降下記のとおり当該契約を変更することを合意了承したので、本契約を締結する。

第2条 この契約に別段の定めのあるもののほかは、すべて現契約書(平成 年 月 日付けで甲と乙が締結した差換預託L G契約に係る契約書をいう。以下同じ。)の各条項を適用するものとする。

記

現契約書の契約条項のうち、第2条の契約預託金額金 円を金 円に変更する。

以 上

変更契約締結証明欄	この差換預託L G契約が締結されていることを証明します。 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第179条第7項において準用する同法第103条第7項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。
	平成 年 月 日
	株式会社日本商品清算機構 御 中
	住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	名 称 〇 〇 〇 〇 〇 印 代表者氏名 〇 〇 〇 〇 〇

([別紙9]の添付書類例)

平成 年 月 日

差換預託L G契約の解除合意書

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、平成 年 月 日付けで締結した下記の差換預託L G契約を、平成 年
月 日をもって解除することを合意した。

記

契 約 日 平成 年 月 日

契約預託金額 金 円

契 約 期 間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

以 上

甲 住 所
名 称
代表者

Ⓜ

乙 住 所
商 号
代表者

Ⓜ